



第七卷 第三號

大正十一年七月一日發行

(通卷第二十七號)

研究

世界大戰責任論

文學博士 原 勝 郎

我日本は今や戦後の始末に忙殺されて居る。否
忙殺といふのは當らぬかも知れない。一定の見込
が立ち、それに向ひての努力に孜孜として働いて
居ると云はむよりも、寧ろ舵を失つた捨小舟の如
く、乗組員の氣が躁せり、忙はしげな感じがする
のみで、其實は手の出しやうがなく、目先の遣

り繰りで茶を濁して行かうといふ茫然たる懶け氣
分が充ちて居るのだ。斯く未來をどうかしやうと
いふ意氣込のない者には、過去を顧る餘裕のあら
う筈なく、大戰の歴史などはどうでもよいのであ
るから、其歴史の一部たるに過ぎず、而かも迷路
に陥り易く、水掛論に終り易い大戰責任論の如き

は、先づ以て高閣に束ねらるべきものゝ隨一とされて居る。

戦後は勿論のこと戦争中にすら我國では餘り問題にされなかつた戦争責任論は、歐洲に於て戦争中は勿論のこと、戦後の今に於てすら激しき論戦の種となつて居る。戦争中に於ては、自國の輿論を誘導して、干戈を執るに至つたのは已むを得ざるに出でたのであるといふ感じを強からしめ、以て戦争を有利に遂行するのに便せむが爲め、中立國の輿論を動かして之を味方に引きつくるが爲め、敵國の輿論をして無名の師に背かしめ其兵氣を沮喪せしめむが爲め、之を要するに、對内對外の政策からして、いづれの國も此責任論を盛にやつた。講和の際に成るべく有利な條件を獲得しやうと云ふのも、亦責任論を喧しくやつた動機の一であつた。而していづれ國に於ても其議論の行方は似たもので、要するに己れは理不盡に戦を挑

まれ、正當なる自己防衛の手段として已むを得ず干戈を執るに至つたので、開戦の責任は無論敵國側に在りと論ずるのである。

開戦の責任を他に轉嫁する爲めには動員の先後を争ふのが一つの方法であつた。先きを争ふのでなくして先を譲る争なのだ。獨逸間に於て、獨逸は主として此動員先後論によりて開戦の責を露國に嫁せむとし、獨逸の史家は露國の動員につき隨分念入りの研究を積んだ。而して獨帝が露帝の依頼により獨逸國を説得しつゝある間に、露國が總動員を行ひ、獨逸の東境を脅威したのは、看過し難き挑戦だと云ふ意味で露國に宣戦したのだとして口を拭うて居る。其實獨逸の動員が露國の總動員よりも遅いか否かは問題であつて、八月一日は表面のみ動員下令の日となつて居るのではあるまいかとの疑もある。戦後の獨逸は獨逸の内輪同志で責任のなすり合ひをやり、遂に外交史料として最

も貴重すべきカウツキイ文書集四巻の出版を見るに至つたので、これ偏に獨逸敗戦の賜物であるが如何にサラケ出しの獨逸でも、開戦間際の軍事行動をば、今に至るまで秘して洩さない。故に獨逸の事實上の動員の何日であるかを断定するのは、史家にとりて容易でなく、従ひて獨逸は開戦責任の遁脱の爲め、いつ迄も露國の總動員を云々して居る。

英獨兩國の間に闘はされた責任論は白耳義の中立の尊重といふ問題を中心として居るが、英國は白耳義の中立が侵害されたといふ故のみで參戦したのではないから、白耳義中立尊重から出發する戦争責任論をなすことに熱心ではない。獨逸に責任を負はす爲めには、戦争の遠因にも遡りて廣義の責任論をやる。獨逸は之に反し白耳義中立の侵害に就いては辯解に最も難澁する。兎に角最初は己の非を認めつゝ、僅かに正當防衛に藉口して

白耳義に侵入したのだ。後になつて白耳義で押收した文書を楯に、白耳義の夙に中立尊重を要求する資格を失つたものであることを論じた所で、最初侵入の際の無理が變じて道理となる譯には行かぬ。若し斯かる論が正當として認めらるゝとすれば、勝手に通行人を毆打し懷中を吟味して、己れを毆打せむと企てた證據を發見したによつて、己れの毆打は正當防衛だといふ論が立派に成立することになる。

然しながら此の如き愚にもつかぬ論でも、苦しい時には全く論せぬよりは優しであるといふので中々喧しく論じ立てたものだ。史學殊に古代史の大家として有名な、伯林大學の教授エワード・マイヤー氏の如きも曾て此種の議論を公にしたことがある。随分窮せりと評すべきである。而して此白耳義侵入無罪論は戦争の半過ぎ迄續いたが、これは獨逸の側に占領中の白耳義を其儘併合しやうと

いふ説の盛な間で、換言すれば、獨逸が全く戰勝に絶望し切らぬ間のことである。戰勝の見込がなくなりし後、殊に戰後に於ては、獨逸に於てすら此種の愚論を繰り返へす者は稀だ。之を要するに白耳義の中立侵害は何と云つても獨逸の苦手である。であるからして、獨逸が戰爭の責任を英國に嫁せむとするには、開戰當時のイキサツを論せず、遡りて英國の對獨政策を攻撃することにして居る。然れども遡れば遡る程他を傷けると同時に己れをも傷けることになるので、大戰責任の所在は愈朦朧となるのだ。

佛獨兩國間の戰爭に關しては、眞先きに敵對行為に出でたのは孰れかといふ問題の決定によりて責任の在り家をきめやうとして居る。即事實問題で簡單なやうでありながら、宣戰以前の兩國陸軍の動靜は、共に自國の分を祕し、他國の所爲をのみ摘發して居るから、烏の雌雄容易に知り難い。

以上述べた如く大戰責任論は、之を分析すれば數多の議論から成立して居ることを明かにするが孰れの責任論でも其一方の相手方は獨逸で、其相棒たる埃洪國には、責任論を起せば起させぬこともないが實際此方はあまり論じられて居らぬ。これは埃洪國の末路の責任論をやる餘裕すらもなくなつた慘めさによるものであらう。而して獨逸がどの相手よりも熱心に責任論をやるのは、これは所謂問ふに落ちずに語るに落ちる者で、最も重く戰爭の責任を負擔すべきは己れであるといふ感じを自ら打ち消すことが出来ぬからでもあらうが一方に於て此責任論により戰後の獨逸の損害を軽くしやうといふ希望にも基づいて居る。

戰勝諸國はエルサイユ講和會議に於て獨逸に課するに非常に重き科料を以てした。而して其理由としては戰爭を起こした責任偏へに獨逸に在るといふ點に重きを措き、其獨逸の責任を證據立て

る爲めには責任調査委員會なるものが組織せられ其報告が基礎となつて、獨逸に過怠金が莫大に課せらるゝことゝなつたのである。されば獨逸としては一旦は已むを得ず講和條約に調印したものの、其支拂ふべき金額の多きに過ぐるは英國のキーン

ス杯の言ふ通りで、之を支拂ひ了ることは殆ど不可能であるから、其支拂の義務を軽くするには、其義務を負擔せしめらるゝ理由となつて居る戦争責任を軽くするのが切要だと考へた。爰に於てエルサイユの責任調査委員會の報告を反駁する爲めに、既に一九一九年中に獨逸白書の一冊として、*Deutschland schuldig* と題する冊子を公にした。而して此書中にはエルサイユに於て獨逸を代表したブロックドルフ・ランツァウ伯の演説及び其提出した覺書四通、責任調査委員會の報告、其報告に對する獨逸側の批評を收めたものである。ハンズ・デルブリュック、フォン・メンデルスゾーン、バ

ルトルデイ、マックス・エーバー三教授及陸軍中將伯爵マックス・モントグラスの論文も亦此中に収録されてゐる。

此書の出版以後に於ても歐洲にて國際事件が起る毎に、殊に獨逸の償金支拂に關し問題が起り、會議が開かるゝ毎に、此戦争責任論の繰りかへさるゝを例として居るのであるが、最も論戰に熱心なのは依然獨逸であつて、半官報獨逸アルゲマイネ・ツァイトング紙上には之に關する論說が折々掲載せられ、シュエルトフェーガー大佐の如きは其寄稿者中の重なる者となつて居る。要するに戦争責任論は歐洲に於ては我國と異りて死兇の年を算ふるが如き閑事業ではなく、殊に獨逸にとりては死活の問題として取り扱はれて居るのであるが論旨も多岐で、論者も數多あるに拘はらず、其論のやり方は大抵きまつて居る。今次に其大要を叙して見やう。

聯合國側が戦争の責任全部を獨逸に負擔せしめむが爲め、獨逸が最初からして工んで戦争を開始したのだと論じたがるのは、獨逸側にとりて何より好都合とする所である。何故かといふに、獨逸は其眞意戦争を欲せず、唯戦争を以て露佛を威嚇して以て外交上の勝利を博すること一九〇八年に於けるが如くせむとしたのであるからだ。されば最初からして戦争を欲して戦争になるやうに外交を操つたといふ聯合國の非難に對しては、獨逸は己れを僞ることなくして、皇帝以下戦争を欲しなかつたと答へ得るのである。假令最初から戦争を欲したのでなく、唯外交の一手段として戦争を以て威嚇したに過ぎずとは云へ、威嚇をやり過ごし不本意の戦争を惹起すれば、其戦争の破裂について責任を帯びぬといふ譯にゆかぬことは自明の理であつて、若し聯合國が此理を以て獨逸を詰責すれば、獨逸と雖大に辯解の辭に窮する譯であるが

幸に聯合國側からは此道理で押しは來ぬ。これには抑も理由のあることで、聯合國とても斯く論ずれば獨逸を服罪せしむることが出来るのを知らぬのではあるまいけれど、此の如き論のやり方は戦争の全責任を獨逸に負擔せしむるには不便なり方で、結論は列國中獨逸の責任が最も重いといふことに歸著するのみだ。而かも此結論に達する爲めには、随分議論の迂餘曲折を経なければならぬ。聯合國側でも責任の幾分を負擔しなければならぬハメに陥らぬとも限らぬ。それは聯合國にとりて、殊に戦勝の後に於てあまり香ばしいことではない。そこで聯合國は偏へに獨逸をして戦争の責任を負擔せしむる爲めに、獨逸に最初からして戦意があつたといふ無理の混じた議論を立て、獨逸側は此隙に乗じて決して戦争を欲したのでないことを立證し、無責任と迄は行かなくとも、少くも聯合國側と責任の分擔をやり、それより歩を

進めて償金の軽減まで遭ぎつけやうとして居るのだ。

獨逸側が如何に巧妙に強辯すればとて、交戦國中戦争の破裂に關し最も責任の重いのは獨逸であることは論を俟たぬので、エルサイユ會議が獨逸を以て唯一の責任者と見做し重き科料を課したのは、中庸を失して居るにしても、獨逸を以て全然無責任とするのは他の交戦國を無責任にするよりも困難なことだ。否不可能と云ふべきである。やれば Deutschland schuldig? など、白々しく云へた義理でなく、一九一九年の白書を讀んだ所で獨逸の無罪を信することは出来ぬ。然しながら、獨逸の論者が何とかして戦争に對する自國の責任を軽くせむが爲め種々なる新史料を引き出して來て辯護に力めるので、其お蔭で以て、さもなければ祕密に附せられ或は湮滅さるゝ史料の世に公にされるのは、大戦史の研究者にとりては、願つたり

叶つたりの仕合はせである。之に反して聯合國側は此責任論に關し獨逸程の熱心を有せず、唯エルサイユ會議に於て簡單な論法を戦勝の威勢で押し通したのみで、今は何處迄も獨逸と責任論を闘はさうとせず、又闘はずに利ありとも考へず、大體に於て責任論の勝ち目が己の方に在ることを以て満足して居る。聯合國の政策としては斯くあるべきことではあらうけれど、大戦研究に必要な聯合國側の史料は、從ひて引用される機會に乏しく、戦勝の難有さには、獨逸程に内部の弱點をサラケ出す必要にも遭遇せざるよりして、カウツキイ文書集の如き興味ある史料の公開はない。獨逸側では自分の方では既に史料をさらけ出したから聯合國側でも祕密文書を公表してはどうかと、頻りに挑んで居るけれど、此挑發は今迄毫も利目はないやうである。

世界大戦の史料は思ひの外早く、思ひの外多量

に、而かも貴重史料迄意外に多く發表された。されば吾人は此大戦を距ること遠きを要せずして可成に深い研究をすることが出来る。これは偏へに戦争責任に關する論戦のお蔭であるから、研究者

としては此論戦の尙繼續せむことを希ひ、併せて聯合國側が何かの機會を以て大戦關係史料を從來よりも一層大規模に公開せむことを切望するのである。(完)

古代支那の鐵器に就いて (下)

文學博士 松本文三郎

二

然らば古代支那に於て、鐵は果して如何なる用途を有して居たか。鐵の用途に關する記述は、武器を除く外は、古典殆んど之を見るを得ない。平

られ、武器の如きは寧ろ後世に至つて鐵を用ゐたやうであるから、古代鐵器の如何なる種類のものであつたかの極めて明瞭を缺くのは、余輩の最も遺憾とする所である。

素用ゐる家具の類の古典に顯はるゝのは、先づ概して偶然といつても宜い位であり、而して鐵は始めは多く此等平素使用する器物の材料として用ゐ

が若し鏤なるものが鐫刻すべき剛鐵を意義したとすれば、古代支那に於て、何等か裝飾用として鐵板に彫鐫したものがあつたのでなからうかと思ふ。彼の前にも一言した墨子の「作刻鏤以爲身服」